

新見市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第42回)

日 時：令和4年8月26日(金) 16時00分～

場 所：新見市役所南庁舎1階会議室1C

1. 開 会

2. 議 事

(1) 県内・市内の感染状況等(資料1)

(2) 岡山県の対応について(資料2)

(3) 本市の対応について(資料3)

(4) その他

3. 閉 会

新見市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 構成員名簿

【対策本部】

本部役職名	役職名	氏名
本部長	市長	戎 齊
副本部長	副市長	野間 哲人
本部員	教育長	正村 政則
	総務部長	高瀬 広視
	福祉部長	大田 好江
	産業部長	田辺 仁志
	建設部長	大西 俊之
	教育部長	小林 保
	消防長	富谷 剛
	議会事務局長	後藤 吉明
	大佐支局長	名越 伸明
	神郷支局長	石倉 洋祐
	哲多支局長	長谷川 美幸
	哲西支局長	小川 泰典

【オブザーバー】

所 属	役職名	氏 名
新見市議会	議 長	石田 實

【新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー】

所 属	役職名	氏 名
新見公立大学	准 教 授	山野井 尚美

(1) 県内・市内の感染状況等

○県内の感染状況等（岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋）

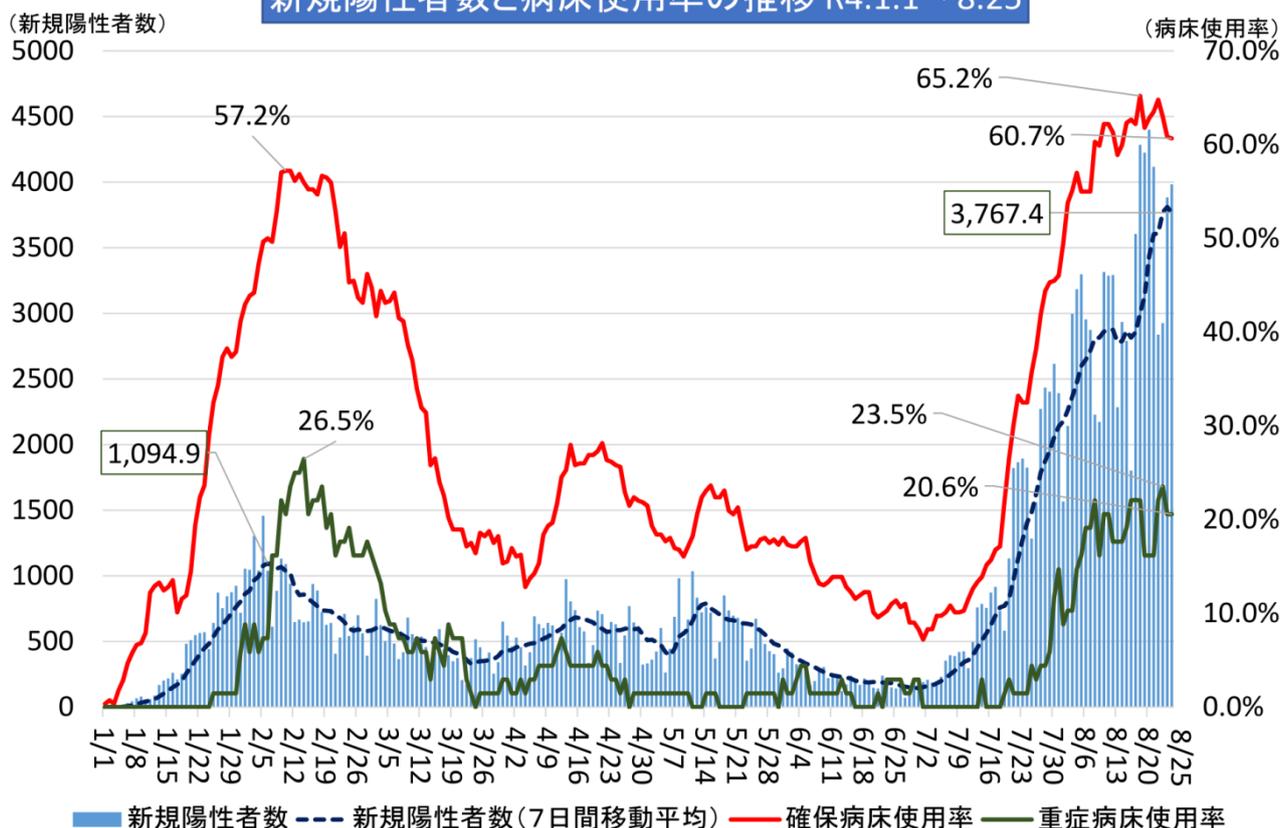
直近1週間の岡山県の状況（8/18～8/24）及びレベル判断

総合的判断 **レベル2**

区分	確保病床使用率		新規陽性者数		PCR等陽性率	感染経路不明割合	10万人あたり療養者数	入院率	重症者数	人口10万人あたり自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値
		重症者用	10万人あたり	今週先週比						
レベル2の目安	15%		15人							
さらなる警戒強化	30%	参考	30人				参考			
レベル3の目安	50%		参考							
今週	63.0%	23.5%	1,412.76人	1.33	119.1%	85.9%	1,568.5人	1.5%	16人	1,535.3人
	378床/ 600床	16床/ 68床	26,673人	26,673人/ 19,997人	26,673件/ 22,396件 (※1)	22,923人/ 26,673人	29,613人	449人/ 29,613人		28,986人
先週比較	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↓	↑	↑
時点	8/23		8/18～8/24				8/23			

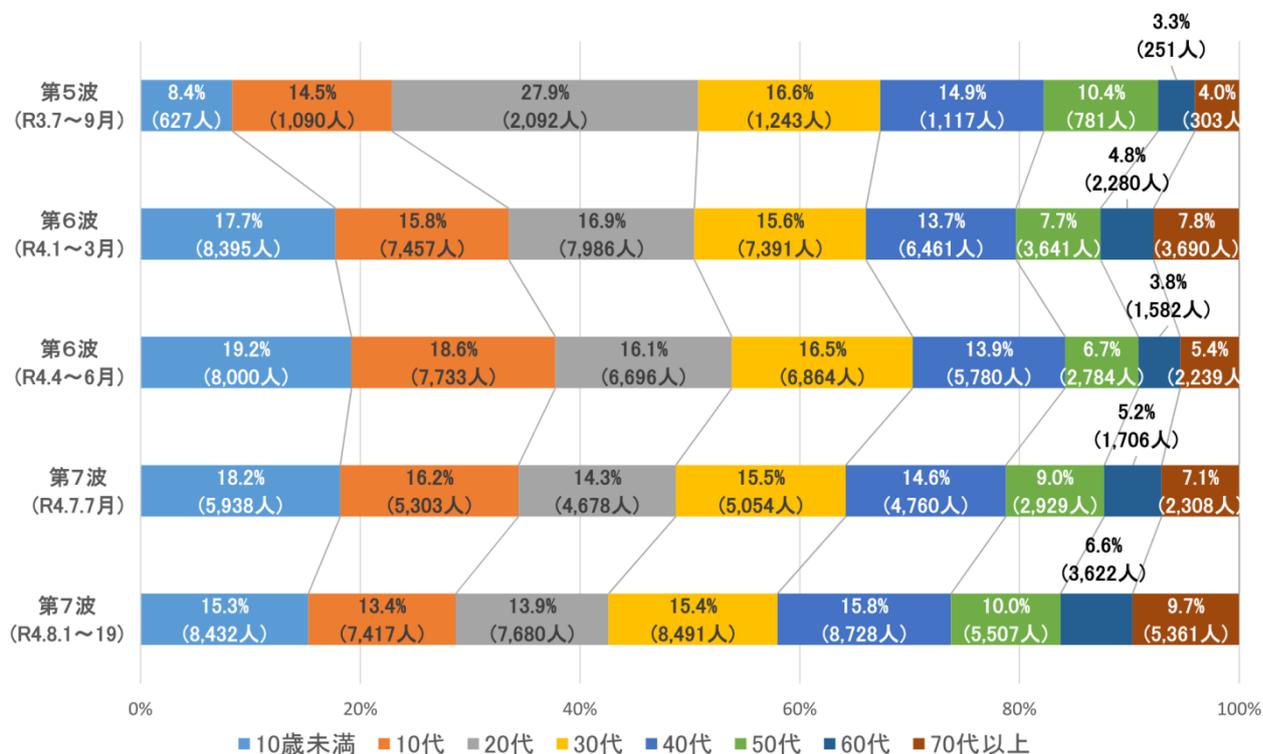
先週	62.7%	22.1%	1,059.16人	1.00	99.6%	84.7%	1,304.8人	1.7%	15人	1,275.5人
	366床/ 584床	15床/ 68床	19,997人	19,997人/ 20,026人	19,997件/ 20,073件	16,946人/ 19,997人	24,634人	424人/ 24,634人		24,081人

新規陽性者数と病床使用率の推移 R4.1.1～8.25



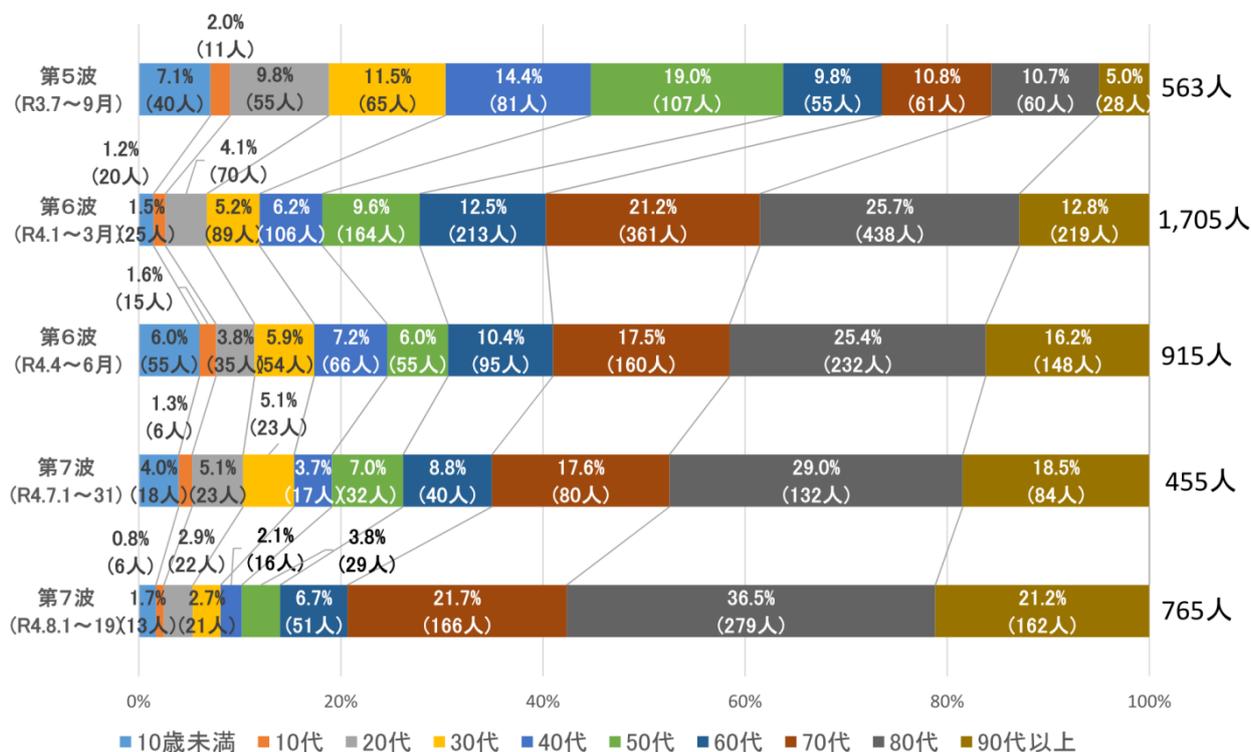
年代別新規陽性者数

70代以上の高齢者の割合が、増加している



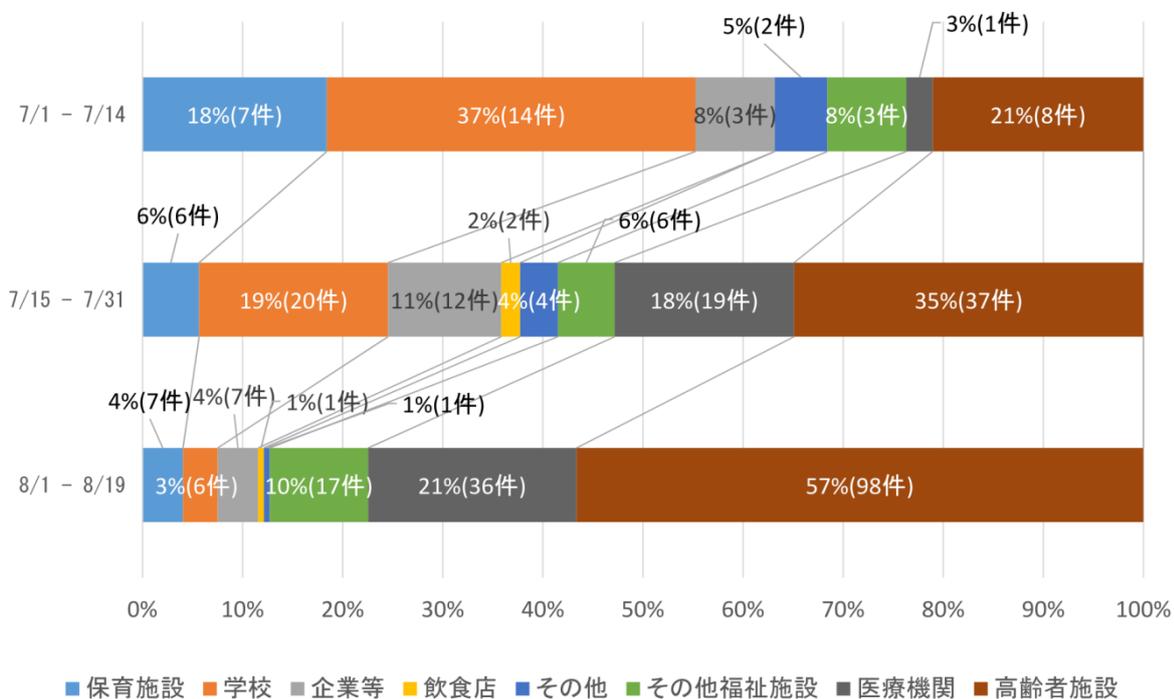
年代別入院者

8月は70代以上の入院割合が増加し、約8割を占めている

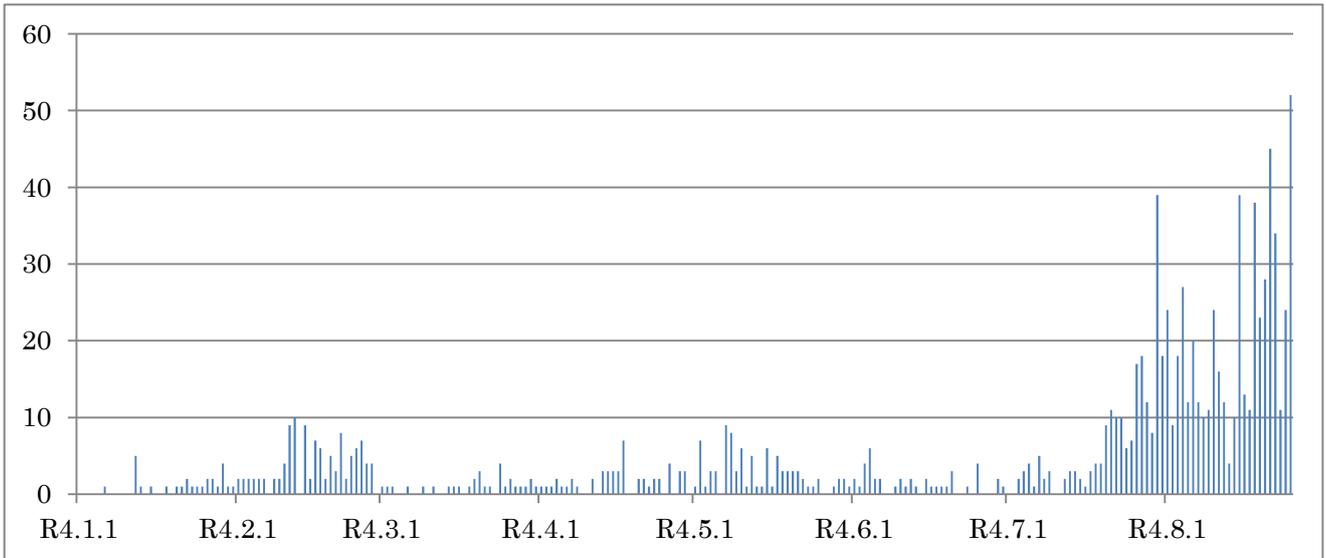


第7波におけるクラスター一件数

高齢者施設、医療機関でのクラスターが増加している



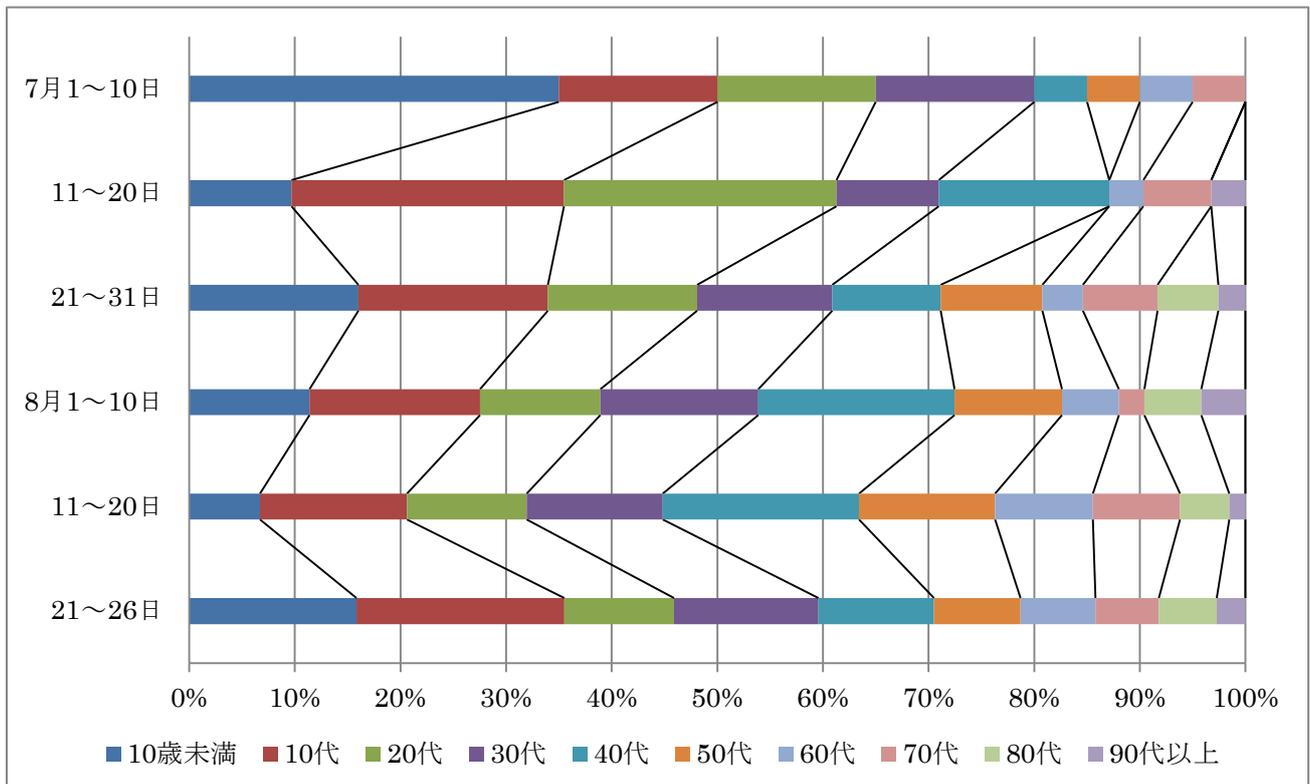
○市内新規陽性者数について（令和4年8月25日現在）



公表年月	R3年 12月まで	R4年 1月	R4年 2月	R4年 3月	R4年 4月	R4年 5月	R4年 6月	R4年 7月	R4年 8月	累計
陽性者数 (人)	149	27	109	30	50	85	41	207	527	1,225
クラスター数 (件)	6	1	4	—	—	1	—	6	4	22

(※) 令和4年8月は、1～25日の合計値

○令和4年7月以降の市内新規陽性者数の推移



新型コロナウイルス感染症 岡山県 BA.5対策強化期間

区 域	岡山県全域
期 間	2022年8月5日(金)～9月30日(金)

2022年8月26日改定

県民の皆様への要請等

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 高齢者や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方や、日常的にそれらの方と接する方は、混雑した場所への外出など感染リスクの高い行動を控えること
- 3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- 「マスクコード」（P.2参照）を遵守すること
※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合は、熱中症防止のためマスク着用は不要です。
- 発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P.9参照）の認証店など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること

＜医療提供体制ひっ迫回避のためお願い＞

- 症状が軽い場合は、休日や夜間ではなく、平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）を受診すること
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること
- 症状が軽く、20～29歳の重症化リスク因子（慢性呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のない方は、検査キット配送・陽性者登録センターの利用を検討すること（期間：8月31日～）
- 会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること（期間：9月1日～9月30日）（※）

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期のワクチンの接種を受けること
※特に、若い方の3回目、60歳以上や基礎疾患を有する方などの4回目接種をお願いします。

（※）検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないように、過度の頻回受検はお控えください。

1

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



©岡山県「ももっち・うらっち」

○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

**屋外で人と2m以上離れているときは、
マスクを外して熱中症予防を！**



©岡山県「ももっち・うらっち」

2

高齢者施設等への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 職員に対して、感染リスクの高い行動を控えるよう周知徹底すること
- 「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）に基づく対応を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなく「保護メガネ」も着用し、目を守ること
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下（介助者等を除く）、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 面会は、電話やオンライン面会等を活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止策を徹底すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者入所施設及び障害者入所施設については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチンの4回目接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること

3

学校への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には控えること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動にあたっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること
- 臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 学生寮における感染対策を徹底すること
- 感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと

4

保育所・認定こども園等、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室への要請

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県）などに沿った対応を感染防止策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 園児をできるだけ少人数のグループに分割するなど感染を広げない形で保育を行うこと
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛すること
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 2歳未満の子どもは、マスク着用は奨めないこと
- 2歳以上の就学前の子どもは、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと
- 飲食の際は、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 施設内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、市町村の判断のもと、学級閉鎖・臨時休所等を検討すること

5

事業者の皆様への要請等

〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 業種別ガイドラインを遵守すること
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）、食堂等職員の交わりが想定される場面に注意すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、冷房時でも定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 「マスクコード」を遵守及び周知すること
- 飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること※
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）の受診を促すこと
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等 person-to-person の接触を低減する取組みを推進すること
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること

※事業所で従業員等が飲食する際の要請であり、飲食店等に対し、人数の制限を要請するものではありません。

6

● 飲食店等への要請等 ※「事業者の皆様への要請等」に加えてご確認ください

対象施設	<p>【飲食店】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く）</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場等</p>
要請内容	<p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置を徹底 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒 <p>〔法に基づかない働きかけ〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業（P.9参照）の認証取得に努めること

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、「飲食店等への要請等」の対象外だが、「施設等への要請」（p. 8 参照）の対象となる

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

7

● **施設等への要請※「事業者の皆様への要請等」に加えてご確認ください**

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○売り場等の3密回避の徹底 ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○入場者に対するマスク着用の周知 ○正当な理由なく感染防止措置を実施しない者の入場の禁止 ○会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所、ネットカフェ、マンガ喫茶等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール、葬祭場等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニスコート、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

8

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

＜参考＞

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

◇ホームページ： <https://www.okayama-ninsho.jp>

◇コールセンター：086-222-5611（平日9～17時）



診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者等に対して新型コロナウイルス感染症等の診療・検査を行う医療機関のこと

県では、発熱等症状のある県民が、地域の身近な医療機関でスムーズに相談・診療・検査が受けられるよう、「診療・検査医療機関（発熱外来）」を指定し、ホームページで公開しています。

◇ホームページ： <https://www.pref.okayama.jp/page/686390.html>



9

● **県内でのイベントの開催について**〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収容 率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件
条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html>）

主な変更点

改定前	→	改定後
期間：2022年8月5日～8月31日		期間：2022年8月5日～9月30日
スライド①ページ「県民の皆様への要請等」		
○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出や帰省、旅行を控え、かかりつけ医等の医療機関を受診すること		○発熱、のどの痛み、咳など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
—		○症状が軽い場合は、休日や夜間ではなく、平日の日中に、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）を受診すること【新規】
—		○症状が軽く、20～29歳の重症化リスク因子（慢性呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のない方は、検査キット配送・陽性者登録センターの利用を検討すること（期間：8月31日～）【新規】
—		○会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること（期間：9月1日～9月30日）【新規】
※帰省や旅行、イベントの参加にあたっては、事前にワクチン接種又は検査の陰性結果を確認しましょう。		—
スライド③ページ「高齢者施設等への要請」		
○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと		○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと
スライド④ページ「学校への要請」		
—		○臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること【新規】
—		○飲食の際は、黙食の徹底、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること【新規】
○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと		○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと

—	○感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務再開に当たって、証明書の提出を求めないこと【新規】
スライド⑤ページ「保育所・認定こども園等、放課後児童クラブ、放課後子ども教室への要請」	
○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと	○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと
スライド⑥ページ「事業者の皆様への要請等」	
○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医等の医療機関受診を促すこと	○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させず、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）の受診を促すこと

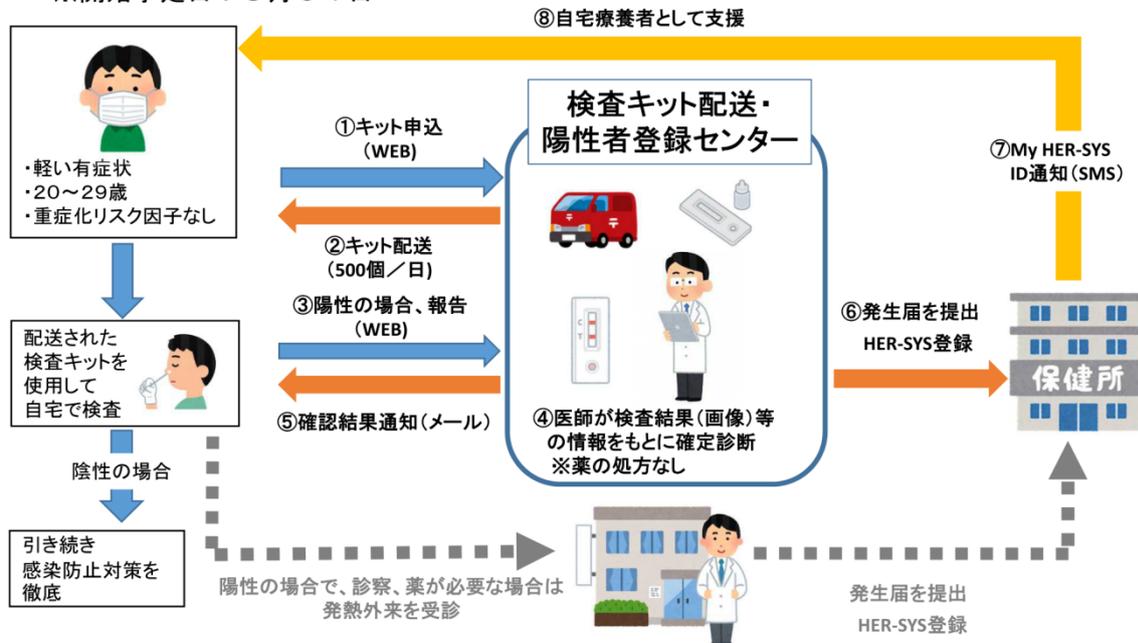
(2) 岡山県の対応（岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋）

検査キット配送・陽性者登録センターの設置

症状が軽く、重症化リスク因子がない県民を対象に、抗原定性検査キットを配布し、検査結果が陽性の場合には、陽性者登録センターから保健所に発生届を提出する体制を構築する。

※配布数、対象者層は状況を見て拡大

※開始予定日：8月31日



無料検査事業

1 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

国の方針により、8月31日で終了

2 一般検査事業

無症状者の検査機会確保のため、9月1日から再開

実施期間 令和4(2022)年9月1日～9月30日

対象者

会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクが高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住者

※ 身分証明書と県内在住を証する書類が必要

検査の種類

抗原定性検査
ただし、衛生検査所が設置する事業所はPCR検査も可

【参考】

県内の無料検査実施場所(8月25日時点) 231事業所
<https://okayama-pcretcfree.jp/>



保護者 様

新見市立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

校内において新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の対応について（変更）

この度、新見市教育委員会から、市内小中学校における新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合における対応方針が変更された旨の連絡がありましたのでお知らせいたします。
なお、今後の状況により、対応等の変更や追加があることを申し添えます。

記

1 変更内容について

現行	変更
1 学級内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合 ・ただちに3日間（土日祝日を含む）の学級閉鎖を行い、保健所による濃厚接触者の特定、校内の消毒を行うこと。	1 学級内で新型コロナウイルス感染者が確認された場合 ・ <u>感染可能期間（発症2日前以降）に陽性者と最終接触した日の翌日から4日間の学級閉鎖（下図参照）</u> を行い、保健所による濃厚接触者の特定、校内の消毒を行うこと。
2 学級再開日の登校前に抗原検査を行う。	2 学級再開日の登校前に抗原検査は行わない。

3日前	2日前	1日前	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
最終接触日	感染可能期間の接触なし、学級閉鎖対象外							
	最終接触日	学級閉鎖						
		最終接触日	学級閉鎖					
			最終接触日	学級閉鎖				

2 具体的な対応について

○学級閉鎖について

- ・陽性者の発症日、最終接触日等に基づいて、保健所または学校医と相談の上、決定します。
状況によっては、学級閉鎖を行わない場合もあります。
- ・学級閉鎖期間中は、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすようにしてください。

○出欠について

- ・【児童生徒に風邪症状（発熱、咽頭痛、頭痛等）がある場合】は出席停止となりますので、登校を見合わせ、速やかに医療機関を受診してください。
- ・【同居家族等に風邪症状（発熱、咽頭痛、頭痛等）がある場合】も登校を見合わせてください。
- ・同居家族等がPCR検査等（抗原検査も含む）を受検した場合、結果が判明するまでは、「校長が出席しなくてもよい日と認めた日」とし、欠席の扱いになりませんので、自宅待機をしてください。陽性が判明した場合は、速やかに学校に連絡をくださるよう引き続きよろしくをお願いします。

○児童生徒の陽性が判明した場合

- ・保健所からの聞き取りの際に、保健所が特定した内容（発症日、濃厚接触者の有無、自宅待機期間等）について確認し、学校へ伝えてください。
- ・感染拡大を最小限にとどめるため、関係教育機関への連絡もお願いします。（例：兄弟が在籍する学校園、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等）

各小・中学校長 様

新見市教育委員会 学校教育課
課長 黒川 一豊海

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

日頃より、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご尽力いただきありがとうございます。
さて、新学期を迎え、感染症対策と学びの継続の両立を図るため、下記の点についてご対応くださるようお願いいたします。2学期も子ども達の学びが充実したものとなるようよろしくお願いいたします。

記

1. 学級閉鎖について

○新教学第440号に準じ、ご対応願います。

○学級閉鎖は、最終的には校長判断となりますが、下記、一覧表を参照の上、各校の状況に応じた判断をお願いいたします。

	感染者等の状況		学校の対応	備考
	感染者	周囲の状況 体調不良者の 有無		
ケース A	1名	なし	学校教育活動の 継続	感染可能期間（発症2日前以降）に、陽性者と最終接触した日の翌日から4日間のうちに未診断の風邪症状者が新たに複数確認された場合は学級閉鎖
ケース B	1名	複数	学級閉鎖	
ケース C	同一学級等で 複数			
ケース D	その他、学校長が必要であると 判断した場合			

2. その他

(1) 始業式までに、児童・生徒及び保護者に対し、感染拡大防止の呼びかけをお願いします。学校の一斉メール等を利用し、児童・生徒及び同居家族等に風邪症状がある場合は、登校を見合わせることを再度ご周知願います。新学期からも感染拡大の防止と学びの継続の両立を実現していけるようよろしくお願いいたします。

(2) 8月29日（月）の出欠状況を調査いたしますので、別添の様式①に入力の上、13:00までに学校教育課（担当：南川）まで送付してください。